

# 労災保険による療養（治療）の費用の支給

今回お支払いいただいた訓練用仮義肢・治療用装具の代金は、領収日より2年以内にご加入の労災保険に申請することにより、審査の上、全額が給付（還付）されます。手続きの流れは次の通りです。

※あくまで手続きの流れをご説明するもので、代金還付を保証するものではありません。

※詳細な手続きについては、各機関の担当窓口にてご確認ください。

1. 病院（労災指定医療機関等）で診察を受ける。
2. 医師より義肢装具製作所に処方が出される。
3. 所轄の労働基準監督署に訓練用仮義肢・治療用装具を製作したい旨を確認する。  
申請書（※）に医師・事業主の証明を記入してもらう。
4. 義肢・装具の製作を始める。仮合わせ、適合チェックを経て、義肢・装具の納品に至る。
5. 本人が義肢・装具の費用を立替払いして製作所に支払う。  
義肢装具製作所より領収書・内訳書（費用内訳に関する明細書）をもらう。
6. 監督署に払い戻しの請求を行う。申請書（証明書）・領収書・内訳書が必要。
7. 後日、労働局から払い戻しがある。

※申込書の様式は、業務災害の方は「療養補償給付たる療養の費用請求書（様式第7号（1））」、通勤災害の方は「療養給付たる療養の費用請求書（様式第16号の5（1））」を使用します。

